

# 源氏物語古注の「遊仙窟」訓 (三)

平 井 秀 文

本誌第十三号を承ける。この標題については、いちおうこれで終稿とする。

- 一一 源氏一滴集
- 一二 花鳥餘情
- 一三 源氏物語不審抄出
- 一四 細流抄(明星抄)
- 一五 岷江入楚
- 一六 結び

## 一一

正徹の源氏一滴集(未刊国文古註釈大系本)の注釈は、きわめて簡単であるが、河海抄の影響は色濃いものがある。

### △桐壺▽

・あめのしたにも 天表 遊仙窟

河海抄によつたであろう。ただしその付訓は欠いている。本資料では、標出の語がそのままの訓を示すものであるから、あえて付訓と

源氏物語古注の「遊仙窟」訓 (三)

いう形式では記さないものであって、以下の各条においても、注文にあげた語例などは、施訓せられていない。「天表」については、既に述べた。

・めつらかなる 希代之儀也 梅豆羅 日本紀 珍愛珍奇 遊仙窟 非常 同

首云メツラシキ人ヲミムンヤシリモセヌ我下ヒモノトケワタルラム

「珍奇」「非常」の二語が、遊仙窟に見える。河海抄によつたことは明らかで、それには文選語の付訓がある、「希代之儀也」の注は見えない。また、所載の歌は、「古今」と注してもいる。

ついでに、「首云」については、大系本の問題に、「何人の説であるかは明らかでないが、多分に河海抄の所説の影響を受けてゐる。」と記されている。

・そひふし 副臥 首云そひふし 横陳 注曰在身傍横臥也遊仙窟

「副臥」は、標出語どおりの訓読語を示した。「横陳」以下は、河海抄のそのままである。

△はゞき木▽

・まめたち 齋藤遊仙窟 同直立宛字歌

紫明抄・河海抄などと比べると、注文の掲出順序が逆である。「直」以下は、河海抄には「真立まことしたたる也」とある。

・いゑとうし主人女遊仙窟 家蓮子伊勢物語裏名子

原典は「主人公」で、「主人女」ではない、既述。真名「乎」ではなく、真名「本」の誤読であるべく、河海抄に明らかである。

・うなつく點頭 頌許 治南子頌許遊仙窟

「頌許」に「ウナツク」の訓が遊仙窟にあることを示すが、この語・訓ともに原典にないことは既述で、河海抄をそのまま承けることを証している。なお、後の△うきふね▽にも重出する。

・いとざゝやチイサクホソキ也伊々許少々遊仙窟

まことに不完全な標出語ではある。「伊」は、もちろん「細」の誤。「細々許」は原訓「ササヤカナリ」で、既述。

紫明抄には、「少々狭」の訓として「ちひさくほそき也」がある。千鳥抄は、「細々許」をあげ、「ほそく少き事也」と注する。類字源語鈔には「ホソクチイサキ心」と見える。

△ゑあはせ▽

さゝやかに個々許遊仙窟又少々

前条につづいて、同一語訓であるが、この巻にこの語が標出せられているのは、本資料だけである。この語は、他巻にも出るので、諸注に重出することはあつても、その所在を示す巻また注文に、少しの違いはある。「個」は「細」であるべく、ここにもまた誤読がある。

△うす雲▽

うちひそみ給 嘯管遊仙窟出葉口ラスクムレハ口ノ出心也類平眉ロヒソムナム  
ト云心ニ物ノ不可時ノハサセ老人ナトノ泣ヲモヒソムト云聲ノナクテ泣ヲ云歌  
この巻にこの語が出ているのは、本資料だけ。しかも「嘯」を示す。原典に「嘯眉」はあるが、ここは誤りか

河海抄では、△帚木▽で「うちひそみぬかし」を標出し、ただし「舌出」「出」についてだけ。これについては、既述。

△あけまき▽

ケイメイトハチライテ 経當婆 遊仙窟

けいめいし ケイメイトハチライテ  
この語、この巻に、この条のあるは本資料だけで、他書は△夕顔▽である。「婆娘」の脱か。

付訓が本資料では、文選とともに示されているのは珍しい。  
△やとりき▽

心つきなく 開情遊仙窟

この巻にこの標出あるも、本資料だけである。

△うきふね▽

うなづきて

頌許治南子備遊仙窟

この巻に標出すること、また本資料だけである。河海抄には「うなつく」の標出で、△箒木▽にある。

△てならひ▽

はすのみなとやうの物いたしたれば

遊仙窟ニ蓮子孟トアリ水飯ノ後盃酬アルト云説物イタシタレ  
ハトアルニ付テハ聊モ謂アルニヤ

原中最秘抄・河海抄に見えるが、標出語句は短くなっている。「はすのみ」が注記の対象である。語訓は示していないが、「蓮子盃」について「レンシノサカツキ」という訓を認めての注文であろう。仙源抄の注によるべきこと、既述。

一一

花鳥餘情（国文註釈全書本）には、連続三条があり、例の△奥入▽以来の伝承と認められるもの。もともと、河海抄を前提とし、著者の考えが加わったものである。

△蜻蛉▽

・なとねたましかほにかきならしたまふとの給に 遊仙窟に女の  
琴ひくを聞いていへるなり

・にるへきこのかみやはへるへきと これも遊仙窟の詞なり一品  
宮は女二宮の御このかみなりうすものゝひとへきせ奉りてみ  
給しなとはかたちの似給へる心なるへし

・まろこそおほんはゝかたのをちなれと これも遊仙窟の心をと

源氏物語古注の「遊仙窟」訓 (三)

りてかけりかほる大將は明石の中宮の御弟なれば一品宮には  
母かたのをちにあたれるなり

原文付訓の形式の文は、河海抄とはちがって、載せていない。

一二

不審抄出（未刊国文古註釈大系本）には、ただ一条だけの形式の  
ように記されているが、内音は、これまた、例の△奥入▽伝承の  
である。関係の部分掲げると、

△蜻蛉▽

さうのこといとなつかしうひきすきふつまをとのおかしう聞ゆ  
おもひかけぬによりおはしてなとかくねたましかほにかきなら  
し給との給ふにおとろかるへかめれとすこしあけたるすたれう  
ちおろしなともせずおきあかりてにるへきこのかみや侍るへき  
といらふる聲中將のおもとゝかいひつるなりけりまろこそ御は  
ゝかたのおちなれとはかなきことをの給ひて

是は女一宮の女はうの琴ひくところへかほるおはしていへる  
詞也ねたましかほとは遊仙窟に女琴をひくを聞いていへること  
ありけるをいま薫のよそへていへるなりになるへきこのかみや  
侍るへきといらふるこゑとはおなしくゆふせんくつに

にうはうのかほはせはおち、たりはんあんじんがゝかたのめいなれば也

容 貞 似 舅 潘 安 仁 之 外 姪  
きてうのいきまうはこのかみのことしおといももうとなればなり

氣 調 如 兄 崔 季 姪 之 少 妹  
此ことはのうちにこのかみのことしといふことをとりて申し  
やうのおもとににるへきこのかみやはへるへきといへり

援用標出文はとくに長いが、他注では別条としたのを、つづけて記したにすぎない。したがって、解説文も分けていない。

傍訓の形ではなくて、平仮名文の書き下しで示しているのは珍しい。しかも、その訓読文は、前出文献を誤っていることが少なくない。著者の誤読か、翻刻の誤りか。訓読については、再三掲出のものなので述べない。

## 一四

細流抄（内閣文庫本、桜楓社版）もまた、△奥入▽伝承の連続三条の標出だけである。

### △蜻蛉▽

・ などかくねたましかほに 人にねたましくおもはするやうに琴をひくと也眼に見んときいかはかりおもしろからん心也此段みな遊仙窟にてかけり

・ なるへきこのかみ これも又遊仙窟也 花鳥は女二宮御このかみとあり又の義は句宮は女一宮の兄にてましますは女一宮をみたてまつらんとおもひ給は、句宮を見給へかしと也

・ まるこそ 薫の詞女一宮の御おちと也これもおなしき句を用たり

同じ△奥入▽伝承のものでも、いままで見たように、標出語句の分け方に異同があり、また△奥入▽のように加点本の形で示したものと、そうでなく解説文だけのものとの二とおりがある。すなわち注

釈の行き方が異なる。

この抄は、その標出語句を短く切ったことはちがうが、注文は花鳥餘情の影響著しいものがあり、比べて明らかである。河海抄からは、かなり離れている。

「遊仙窟にてか」いた、「これも又遊仙窟也」、「これもおなしき句を用た」などの表現は、花鳥餘情のこれに対応する語句を見れば明らかのように、これらの物語本文が、遊仙窟（の訓読）によって描かれていることをいっている。

明星抄（国文注釈全書本、細流抄）には、三条が見える。

### △夕顔▽

なりはひ ○毛詩生民之篇ヲホイナルカナ ナリワイ誕后稷之穡

又遊仙窟云家業のなりわひ倫滑とみたれたり

細流抄には、「又」以下の注文は見えないので、遊仙窟の援用がなし。これはいうまでもなく、原訓を書き下したものである。源語鈔は、この標出語はあっても「家業」の語を掲げるとどまる。

### △葵▽

ものくけいきすたま ○河海 遊仙窟 窮イサタマ鬼故調人注人夢魂與鬼

通言我心中正憶此十娘忽即夢見憎忽此鬼作夢誑我故罵之曰窮鬼也 韓退之の窮鬼は心かはれる也

河海抄に拠ることを明示しているが、これはやや要約した注文を掲げている。これは原文・原注によっている。標出語訓などについては、諸注に既述。

「韓退之」の文は、本抄の注。なお、細流抄は標出語だけで、所引は全く有しない。

△蜻蛉▽

・なとかくねたましかほに ○人にねたましくおもはするやうに  
琴を引と也眼に見ん時はいかばかりおもしろからんの心なり  
此段皆遊仙窟にてかけり

・にるへきこのかみ ○是も又遊仙窟なり花鳥に一品は女二宮御  
このかみとあり又の義は匂宮は女一宮の兄にてましませは女  
一宮を見たてまつらんと思給は、匂宮を見給へかしとなり  
・まろこそ ○薫の詞女一宮の御をちとなり是も同じまじくを用た

細流抄とはほ同文と考えてよい。表記などにくらかの相違がある  
ていどで、異文ではない。

一五

岷江入楚（国文註釈全書本）は、従来の諸注の集成というべきも  
のであるが、各説をそのままの行文で転載したという内容ではな  
い。

「遊仙窟」と注記した語訓は、ほとんどが明記せられているよう  
に、河海抄からの援用である。他抄からのものもあるが、やはりそれも  
河海抄にも見えるのを併記援用している。したがって入楚について  
だけいえば、原典原訓からの直接援用ということはない。出典の明  
記がなくて、遊仙窟を注しているものも、明らかに河海抄などを通

源氏物語古注の「遊仙窟」訓 (三)

じてのものであることがわかる。

したがって、語訓の解説は、すでに、すべてがどれかの注釈で、  
とくに河海抄で、言及している。それで、標出語句と関係の注文な  
どを摘出し、なるべく不要の再説をさけることにする。

△桐壺▽

・めづらかなるちこの御かたち

メツラカニアヤシ 奇遊仙窟 非常同

省略した注文のなかに「河に委」という割注が、「河」海抄である  
ことを示している。それには、文選説の形で示されていることは、  
既述。

・けにえたふまじく 河一眉 猶「匣」耐雙眼定傷 人遊仙窟

河海抄に拠っているが、標出語にあたる部分を残して、他の付訓は  
省いている。原訓については、紫明抄の項に、既述。

・御かたち 記念 遊仙窟 信 文集

援用した形には示されていないが、この条、河海抄には

御かたちとて 記念 遊仙窟 信 文集

と見え、明らかにこれに拠ったもの。付訓の「同」をその上の付訓  
によって「カタミ」に改めたままである。

△簞木▽

・まめたち 河 斂色 遊仙窟 斂眉 同 真立 まことしきなり

いづれも上に真実をつくりたる気色なり

付訓の有無はあるが、河海抄の明示どおりで、ただそれには「真立  
まことしたる也」とやや注文が異なる。

・ 我かたのしつらひまはゆくして 料理遊仙窟 室禮シツライ 左大臣の  
亭頭中將の居給ふかたは必靜に居給はぬなり

何ら注記はないが、「料理トシツラヒ」の文選詠については既述。  
標出語中に、そのままの形で出ているので、付訓を省き、その下の  
注文にゆずっている。

・ 中將うなつく 頭中將なり 河 點頭 或領狀漢書 顔許南子 領  
許遊仙窟

河海抄に拠るが、その付訓を省いたのは、標出語句にそのまま出て  
いるからであろう。

・ 心つきなく 河 開コ、ロツキ 情コト 遊仙窟  
関イ

語訓以外の注文は省いた。「イ」本に「関」とあることを、これに  
注記しているのが留意せられる。

・ さくやかにて 河 細々許遊仙窟 少々 狭々 軽 小々 小蠅  
いづれもちいさき心なり

ここでも、河海抄にある付訓を省いている。

△空蟬▽

又おはするはたそ

從 渠愚イ 遊仙窟 徒 渠愚イ 渠渠は故なり

不用な注文を除いて示したが、「河」の注記は明示せられている。  
ただし、標出語「おもと」の条にあり、援用文もまたやや異趣であ  
る、既述。

△夕顔▽

・ このもかのも 河 此面彼面なりこなたかなたと云同じ詞なり

遊仙窟に両辺をこなたかなたとよめり

「河」のほかに「箋」(三光院の義)をも、併記する。原訓では「  
コナタ アナタ」と訓ずるものもあること、既述。

・ なりはひにも 河 農ナリヘ 猶あり略之

遊仙窟 家業

注文は簡約にした。「猶あり略之」は、河海抄によれば明らかであ  
る。ただ「ナリハヒ」の訓だけで、出典は注していない。原訓につ  
いては、源語鈔の項に、既述。

△若紫▽

・ たゞいまは 向來クイイ 遊仙窟

この語訓も、既述。そのまま、河海抄に拠っている。

・つきくしう 秘 惟光かよくいひつゝくる也 つきつきしから

ぬをはつきなきといふ心得へし方便遊仙窟

「秘」(三西家の抄)を注しているが、それが「方便」までを含むかは、この注文では確かでない。「ツキツキシウ」という音便訓については、河海抄を承けて千鳥抄に及ぶ、既述。

・そろさむけに 鶏皮ソク、ロサムシ 遊仙窟 鳥はたつといふことなり

物のおそろしき時に身の毛たつ物也

この語訓、遊仙窟には存しない。河海抄には、この条の注文は、

偏愛ウツクシ 遊仙窟 愛色漢語抄 鶏皮同 とりはたつといふ也

このところを誤って、「鶏皮」を遊仙窟のものとして認めたのであろう。注文の「とりはた」を「鶏皮」に読みあて、その「鳥はたつ」から「ソクサムシ」の付訓となったか。要するに、注記はしていないが、河海抄に拠ったことは疑うべくもなく、その注文を要約し誤ったか。

△末摘花▽

・おほひちりきさくハのふえ

河云詠三尺八 遊仙窟

関係のところだけを示した。河海抄によること、明記せられていない。

源氏物語古注の「遊仙窟」訓 (三)

・君もすこしたをやき 河タツヤカナリ 嫺 娜 遊仙窟 窳 同上 窳窳 同 末摘

のありさまなり

△葵▽

・物のけいきすたま 聞書いきすたまイキスタマ如此歎 河 遊仙

窟云窮鬼故調人 注云 魂子鬼通をいふ也

・たけくいかき 河 猛帝也

私遊仙窟に夢魂與鬼通也といへるはこれなり前にあり

「前にあり」とは、前の「いきすたま」の条をさす。河海抄は、「たけくいかきひたふる心いてきて」の標出語句の条に、「猛ツケン 辛イカネ也」とあるを示している。

△明石▽

にらみきこえ 河 暎暎 文選 耶睨日本紀 眈眈新撰集記 斜眼同遊仙窟

明記のとおり、河海抄による。既述。

△濔標▽

・あばらやに 河 あはらなるいたゞき 伊勢物語 私草亭 遊仙窟

「私草亭 遊仙窟」は、河海抄にはない。原訓「草亭のアハラヤ」については、既述。あとの△匂兵部卿宮▽にも、この注文が見える。

・みやびかにて住給ひけり 引歌略之 河 媚 閑麗也 閑暇 文選

臘舘 遊仙窟

△絵合▽

筆とるみちとこうつ事とそあやしうたましひのほとみゆる 河

遊仙窟云圍暮出於智恵

他に、花鳥餘情をも援いているが、遊仙窟は示していない。語訓についてでは、既述。

△朝顔▽

ふくつけはれと

貧生 遊仙窟 私貪の字をフクツケと訓すと見えたり貪はム

サホルなり貪欲の方なり大きに丸かさんと欲心をおこすなり

源語鈔、千鳥抄ともに△常夏▽の条に見える。原訓については、既述。

△常夏▽

へにといふ物いとあからかに 河粉白氏文集

或面子 再遊仙窟

付訓は、全く通じない誤訓。「ヘエヤカス」と底本にあったものの誤読から起こったか。

△真木柱▽

返玉かつら  
ななめする軒のしづくに袖ぬれてうたかた人を忍はさらめや

河 未必 日本紀或 イ遊仙窟 宇多我多

河海抄に拠ると明記せられているが、刊本によって異同がある。

未必 遊仙窟 (角川書店版)

未必 日本紀 宇多我多 (全書本)

すなわち、全書本には「遊仙窟」の注記がない。いわばこれら両文の注が、ここで入楚のような形になって、したがって河海抄という注記が示されているのか。

△藤裏葉▽

うらめしげにそ 河 愴恨 遊仙窟 朱雀院の我御代にはかゝる御幸  
なきを恨おほしめすなり

河海抄には、「ウラメシウシテ」の付訓があり、その他、注文にいたるまで全く同じである。

△若菜下▽

えいなひはて、 河 辞 遊仙窟

・たゝいさゝかまところむともなき 河 睡 遊仙窟 坐睡 聞これに實

事かこもるなり

・人の御涙をさへのごふ袖はわい 河下官乃將<sub>二</sub>衣袖與<sub>二</sub>娘子<sub>一</sub>拭<sub>レ</sub>涙

遊仙窟

いづれも、明記どおりの援用である。

△柏木▽

まなこゐるとかに 眼の中なり弄 河 眼子遊仙窟 又肝<sub>肝</sub>腕肝 横波

眼尾などゝかけり

全く河海抄のまま、まべて遊仙窟の訓による。マナコキは、眼子の訓、既述。

△横笛▽

らしいともを

玉響遊仙窟

遊仙窟の部分を残して他の注文は省いたが、その初めに「河」と明記がある。河海抄の項で示したのと比べると、全く一致する。原典にはこの語例の存しないことは、既述。

△匂兵部卿宮▽

のり弓のかへりあるしのまうけ六條院にて

私云かへりあるしの事のり弓の後大將方のすけを引て我亭にて種々の饗應儀式ありあるしとは饗と云字をよめり又亭と云字は遊仙窟にあはらやと云よみあり仍吉事には此亭の字を避へし

源氏物語古注の「遊仙窟」訓 (三)

必要の部分抜き出したが、「草亭のアハラヤ」の原訓については、既述。

△竹河▽

わかきをのことは 河 男ヲノコトモ 共 傍ヲノコトモ 人遊仙窟

河海抄の、この条にそのまま、既述。

△橋姫▽

さゝやかにおしまきあはせたるほぐとものかひくさイナシひを 河 細  
々許ヤカ、遊仙窟 ほそくまきたる心歌ほく反古なり

これも、全く河海抄に拠る、既述。

△早蕨▽

さるかたにみやひかなり 箋よしくしきさまなり 河 閑ミヤヒカ 麗

又窈窕 又 閑ミヤヒカ 又 隘ヲアツツ 納遊仙窟

河海抄の項△濡標▽に既述。原訓は文選詠であるが、「ミヤヒカ」の訓はない。

△宿木▽

人かすにもなるやうなる 河 人ヒトカス 流遊仙窟 私流の字はたぐひと云心なるへし

標出語句以下、ほぼ河海抄のまま。「私」以下が本抄で加わる。

△東屋▽

いは木ならねはおもほししる。 河人非木石皆有情 白氏文集 河心非木

石遊仙窟

この条、あとの△蜻蛉▽の項に、それぞれ重出する。既述。

△蜻蛉▽

・そらとふ鳥のなきわたるに 河可恰病雀半夜驚人薄媚狂鷄三更

唱曉 遊仙窟

訓読その他、既述。明記どおり、河海抄に拠る。

・人ほくせきにあらされはみななきけあり 河人非木石皆有情

不如不遇傾城色 白氏文集 心非木石豈忘深恩 遊仙窟

以下の連続三条は、例の△奥入▽伝承の部分である。

・なとかくねたましかほにかきならし給

河故々將織手時々弄小絃一 耳聞猶氣絶眼見若為憐 遊仙窟

花 遊仙窟に女のことをひくをきゝていへるなり

此段皆遊仙窟にてかけり 弄 遊仙窟の句 見河

遊仙窟を注記しているものだけを抜き出した。諸抄を援用している

条であるが、河海抄だけが、原文を記している。

・にるへきこのかみや侍へきと 花 是も遊仙窟の詞なり

秘 是も又遊仙窟なり花鳥には女二宮のこのかみとあり

弄 遊仙窟に氣調のいきさは 兄コノカミのことしと云詞にていらへ

たり

前条と同じく、遊仙窟に言及しているところを、注文を抄約して示した。諸抄が援用せられている。河海抄については、既述。

・まろこそ御は、かたのをちなれば 河容貌似 舅潘安仁之外甥

氣調如 兄崔季珪之小妹 遊仙窟 花 是も遊仙窟の心をとりにてか

けり

原訓その他、既述。河海抄は、これら連続の条に対して、原文付訓の形で示している。

△手習▽

はすのみなとやうのもの 河蓮 河蓮 子 遊仙窟

河海抄にしたがって、付訓は「レンシノサカツキ」であるべきが、所拠の版本やや印刷不明瞭ながら、右のようである。誤謄か誤刻か。

△夢浮橋▽

小野のわりにしり給へるやどりや侍る 河小野徑 此處 遊仙窟

原文、原訓など、河海抄のこの条に既述。

以上、初めに記したように、入楚は、関係の条は、すべて河海抄に拠っているといてよいので、既述にしたがって、簡単に解説す

るとどめた。

## 一六

その語訓の出典が遊仙窟であるという注記のあるものだけについて述べた。ところが、現実にはその注記がありながら、原典にはその語または訓が全く見えないものもある。これは、河海抄についてであるが、契沖は源註拾遺（朝日新聞社版、全集本）の大意の初めに、つぎのように説く。

一 此物語抄物の大部なるは河海その初歟。然るに暗記の違へる歟、草案歟、伝写の誤歟、日本紀萬葉等にありとてひかれたる事の本書になき事すくなからず。後によき人々のつゞきてつくり給へる抄とも、これを本にて、信すへき人のしたまへることなれば、いづれもつたへて根源を考かへすひかるゝほとに、たゞ此一書のみならず、仮名物語に出来といてくる抄とも其あやまりをうけすといふ事すくなし。まことに本みたれぬれば末をさますといふ事よろつにわたりてつゞしむへき事なり。

これは、河海抄だけにとどまらない。孫引きか記憶の誤りか、それが無条件に承けつがれて、また明らかに遊仙窟と示されていて、原典からの語訓か否かは、明言できない。

源氏物語の古注のごとき、とくに伝承の注釈が多く、前注のままを、しかも忠実にではなく、参照し伝承する。適宜に省略もする。明らかに出版と示されていて、それはただ行文の一部としての表現にすぎない。

さらに、遊仙窟については、訓点の有無などは全く意に介されな

### 源氏物語古注の「遊仙窟」訓 (三)

いかのようで、然るべく省いたりする。したがって、前注にしたがいながら、付訓の有無などの相違は多い。

また、前注との比較から、明らかにそれを承けていながら、「遊仙窟」のないものもあり、意脱か誤脱か。注釈書の伝本によっても違いがあり、なかには翻刻の誤りもあろう。

別に考えると、遊仙窟の訓がほぼ固定化しているので、軽く援用しても、現存伝本の訓からは、はななだしくは離れていない。漠然と前注をついでいても、そうでなくとも、あらためて原訓は、などと確かめる要もなく、またそれだけの態度もないのが、中世一般の注釈といえる。

「奥入」の訓説文は、その項にも記したように、以後の諸注にほぼ共有せられている。もつとも、それも右に述べたような意識もあつて、その訓点の有無などに対しては、きわめて自由な態度であつたが、さすがに、最も早い注釈ということだけではなく、定家という中世の権威が、後の注釈への支配ともなっていると考えられる。

中古の文学作品の、数多くはないが、古注一般とは異なり、源氏物語の場合には、漢籍の訓説が多く援用せられる傾向にある。遊仙窟は、その語訓は、まさにその代表的なものの一つである。

物語本文が、遊仙窟を典拠としている部分の注釈ならば當然であるが、全くそうでない多くの場合に、その訓説が、注釈のための傍証的な価値がどれだけあるかは、疑問なものが多い。極端にいえば、ただそういう訓があるということを示すだけで、そこでの注釈に必要な、また適確な語訓というものは別である。漢籍の訓説が、ただ習慣的に漠然として用いられることが少なくない。それが、中世

における一つの傾向であつて、そのなかに、遊仙窟の語訓が、かなり流布しているのは、それなりに迎えられているという意義があつたのである。

中国文学の古典のなかで、文選や文集などの語訓が数多く注釈にも援用せられるが、それらに比べて、片々たる小篇にすぎない遊仙窟ながら、援用せられる比率からいうと、きわめて高いものがある。とくに、中世において、どういう状態に扱われていたかを考える一つが、本稿に見たところでもあつた。原典から直接に採るということは、直言すればほとんどない、ただ漠然と他にしたがつて援用するというのが実態である。しかし、それだけでも、やはり遊仙窟という書名をくり返し書写していることだけでも、迎えられるということとは考えてよい。

〔昭和五十三年九月二十九日稿〕